

No.	施策の大綱(政策)名	対象	意 図					
1	みんなが安心して暮らせるまちづくり	市民	安心して暮らし続けられる					
No.	施策名	対 象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)	(2) 近隣他市町村との比較	① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)	
			成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象 成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
1	健康づくりの推進	市民 心身がとまらなく健康になる	A 健康づくりに取り組んでいる人の割合 B 各種健診で要受診となった人の割合 C 3大生活習慣病(脳卒中、心筋梗塞、悪性新生物)の患者数(国保) D 脳血管疾患死者数(人口10万人当りに換算) E 悪性新生物死者数(人口10万人当りに換算) F 心疾患死者数(人口10万人当りに換算)	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	B.各種健診で要受診となった人の割合に関しては、平成20年度以降は医療制度改革に伴う基準の変更があったためそれ以前と比べると高くなっているが、実質的な成果の低下とはいえない。 C.3大生活習慣病の患者数(国保)は、2年間の実績比較では良くなっているものだが、D～Fの死亡者数について増加傾向にあるが、高齢化の進展がその背景にあるため年齢を加味すればほぼ同様の水準と考えられる。	藤枝市 焼津市 藤枝市 静岡県 脳血管疾患 88人 103人 108人 悪性新生物 241人 207人 247人 心疾患 135人 122人 131人 *脳血管は藤枝市や県と比べ低い数値、悪性新生物は県より低く、藤枝市より高い数値。 心疾患は藤枝市・県よりも高い数値である。 ※藤枝市との5年間のデータ分析を入れる。	・民間の施設の利用やウォーキングなど、積極的に健康づくりに取り組む人がいる一方で、健康の維持増進を気にしない人もいるなど、健康意識の個人差が大きい。 ・近隣市町と比べ、特定健診や各種がん検診の受診率はかなり低い状況であり、受診率の向上のための啓発活動が必要である。 ・健診後における保健指導につなげる事後フォローの体制はできており、特定保健指導の実施率はH20年度は高めであった。 ・栄養バランスや塩分の取り方に気をつけているという市民は40.7%であるが、塩分の摂取量が多いという調査結果もある。 ・糖尿病に関する医療機関の受診件数が平成20年5月(1,271件)から平成21年5月(2,577件)と増えるなど、生活習慣に起因する疾病が増えている。 ・保健センター講座のOBIによる自主的なグループや、町内会の支援を受けたトレーニング教室の開設など、住民が主体となった自発的な健康づくりが始まっている。	・地域における医療体制を維持していくためにも、「自分の健康は自ら作る」という自己管理意識が欠かせないため、意識改革に結びつくような一層のきめ細かな啓発活動が必要であります。 ・身近なところで気軽に相談したり健康づくりができる場所を希望する市民のために、保健センター等での相談体制、スポーツ施設などの健康増進施設の活用を図ることが必要であります。 ・特に40～60歳代における特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図ることが必要であります。 ・生涯を通じて食育の充実を図り、健全な食生活の普及に努めることが必要であります。 ・不況や職場におけるストレスによる新しいタイプのうつ病対策として、社会的認知も含めたメンタルヘルスの推進が必要であります。 ・住民が主体となった自主的な健康づくりの支援など、地域における活動の継続と拡大が必要であります。 ・健康づくりの両輪である「運動」と「食生活」の改善を啓発するため、「焼津市保健委員協議会」、「ウォーキング推進員」や「健康づくり食生活推進協議会」の活動の活性化を図ること併せ、団体や機関、また庁内事業との関係を深める必要があります。
2	医療体制の充実	市民 必要な時に良質な医療が受けられることができる	A 市内医療機関で受診した人の割合 B 身近な病院などの医療機関が整っていると思われている人の割合 C 人口に対する医師数・歯科医師数の割合 D 救命率(=心肺機能が再開できた人数/緊急搬送時に心源性により心肺停止していた人数) E かかりつけ医を持っている市民の割合	成果がどちらかと言えば低下した。	・人口に対する医師数、歯科医師数の割合が減少した。(H19年度は0.142だったが、H21年度は0.128) 中でも市立病院の医師数が減少したことが要因となっている。 ・市内医療機関を受診した市民の割合が減少した。 ・市立病院の入院患者数が減少した。 ・市立病院の経営状況が悪化した。 +救命率は対象者が年間10～25名程度のため数値の変動が激しい	藤枝市 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば低い水準である。	・市立病院は、医師の退職による一部診療科の休止などにより、入院・外来患者数が減少し、経営状況が悪化している。 ・地域全体での医療水準の向上と医療サービスの充実を図るため、市立総合病院を地域の基幹病院として、紹介、逆紹介等の病診連携を進めた。また、医療機器等の共同利用をすすめる、開業医等の支援を行うとともに、徐々に地域医療連携バス(治療の各段階を病院間で分担し、診療計画を共有化するための連携)を整備し、地域医療連携の強化を図っている。 ・病院を始めとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価する病院機能評価の更新認定を受け、市立病院は高い評価を受けている。(H19.3.19認定) (H21.12.4現在、全国8766病院中2576病院が認定病院。得点75点以上(100点換算)の病院は70病院(2.7%)。市立病院は静岡県内の他の2病院と共に75点以上の病院) +近隣市町村に比べて救急搬送時の心肺停止患者が多いが、検証を行うも明らかな原因は不明である。	・市立病院は、必要な医師数を確保し、休止している診療科の再開など医療供給体制の立て直しが必要である。 ・市立病院は施設・設備の耐用年数を迎える。また、急性期病院としての役割を果たすため必須であるICUと、この後方病床であるHCUが未設置である等ことから機能面からの病院施設の再構築も必要である。 ・地域全体での医療水準の向上と医療サービスの充実を図るため、地域の基幹病院である市立病院が、高度な専門的医療を担い紹介患者者に対する医療提供、医療機器等の共同利用を通じて、かかりつけ医の支援を行う。 ・市立病院で提供できない医療については、広域的な連携による医療機能の相互補完を図ることにより提供する。 ・市民に対して、疾病が重症となる前に医療機関を受診する、かかりつけ医を持つなど適切な医療受診を行うための情報提供や啓発が必要である。
3	自立支援体制の充実	福祉支援を必要とする人 自立して心豊かに暮らす	A 生活保護世帯が、保護を受けながら自立や社会参加に向けた取り組み(就労活動・健康維持・地域での行事参加など)をしている世帯の割合 B 自身が望む生活ができている障害者手帳所持者の割合 C 介護保険認定者で介護度が維持(または軽度化)できた人の割合 D 地域で自立した生活を送っている高齢者の割合	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	C介護保険認定者で介護度が維持(または軽度化)できた人の割合は、平成20年度は71.2%であったが、平成21年度は74.4%となったが、認定基準の変更があったことの影響がある。 D地域で自立した生活を送っている高齢者の割合については、平成20年度と21年度はどちらも85.9%であり、変化はない。 A.B.Iに関しては、今回新たにアンケートにより取得したデータであるため比較はできない。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	高齢化率の増加に伴い、福祉支援を必要とする人は年々増えている。生活保護世帯、障害者手帳所持者数、介護保険認定者数は年々増えているが、自立の状況に大きな変化はなく、介護保険の認定率なども県や近隣市町村と同水準となっている。 社会保障費は、福祉サービス受給者の増加に伴い、年々増加している。 生活に困窮する世帯が増えているが、全国の大都市以外の市町村と同様、当市には、派遣切りや雇止めなどにより住居を喪失した人々を一時的に保護することができる施設はなく、低所得者向けの市営住宅なども潜在的な待機者を抱えている状況である。 身体・知的・精神の3障害ともに手帳所持の障害者が増加しており、加えて入所・通所施設ともに不足を生じている状況にある。このため、今後特別支援学校など義務教育課程や職業訓練課程を卒業する障害者が多く発生する状況が予測される中、就労支援施設などの受け入れ先の確保が困難な状況となっている。短期入所施設が市内にほとんどなく、遠方の施設を利用しなくてはならないことによる不満を感じる方が多いと推測される。 高齢者の自立については、高齢になるにつれ、健康について自己管理をする人とそうでない人の個人差が著しい。本人の意欲が、介護度があがることや自立に対する取り組みに大きく影響している。	・生活困窮者、障害者ともに自立をしていくためには、就労による経済的な安定が欠かせないが、現下の経済状況では就職を確保することが困難であるとともに、障害者施設での就労継続事業にあっても、受注が困難な状況となっており、いかに収入の増加に結びつけるかが課題となっている。 ・障害者自立支援法の理念に基づき、障害者の地域移行が進められている一方、24時間介護を要する重度障害者が入所できる施設の新設が規制されていることから、重度障害者が入所できる施設の確保が課題であり、18歳までを対象としている駿遠学園の加齢児は、県内他市町の施設に入所せざるを得ない状況であることからケアホーム等の施設の整備を促進する必要がある。 ・高齢者が生きがいを持って自立した生活ができるよう、入所・通所施設等の住宅環境の整備を行う努力をしていますが、一方で高齢者が自ら健康を意識し、自立に向けて個々に努力していくことが必要である。このため介護予防事業など、高齢者の自覚を促す取り組みを推進する。
4	子育て支援の充実	現在の子育て世代(妊産婦・保護者) 将来の子育て世代 安心して産み育てることができる	A 人口1000人あたりの出生率 B 安心して産み育てることができると思われている人の割合	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	合併前の旧大井川町の出生率は平成16年～19年までの平均で旧焼津市と比べ1.6人少ない結果となっており、平成20年度で大井川地区分を含めた市全体では8.3人へと若干低下した。大井川地区は市街化調整区域が多く、住宅地が少ないため新たに家を建てて子育てを行う世帯が少ない傾向にあることが原因。合併の要因を除いては、1000人あたりの出生率及び安心して産み育てることができると思われている人の割合もほとんど変わらない水準にある。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	焼津市においては、安心して子どもを産み育てるための基盤整備はある程度できている。保育所、幼稚園に加え子育て支援センターなどが整っている。一方で地域におけるふれあいなど住民同士の支え合いに関しては、進んでいない現状にあると考えられる。 ※市立病院の産婦人科の状況が産みやすい環境にあることを記入した方がよい。 ＜施策に関連する市の取り組み＞ 保育所、幼稚園の定員に対する充足率の動向や保育所での待機児童発生はフルタイム又はそれに近い形態の就労をしながら子育てをする保護者、家庭の増加を示し、人口と世帯数の比較では世帯数の増加割合が高く、世帯人数の減少や核家族化を示しているため、保育ニーズへの対応や産み育てることの環境を整えるため母子教育や健診、相談等の妊娠から出産、乳幼児期までの保健指導体制が重要である。 また、幼児から児童、生徒や家庭に関わる相談、支援を効果的に進めるため福祉事務所、保健センター、教育委員会や地域との連携が重要となっている。	・育児や子育ての中心は家族であるが、育児等の経験者が家族の中に少ない傾向や情報化社会の進展で色々な情報が溢れる中、心配や不安を個人や家族内に抱えることのないようにふれあいを促し、相談できる支援策の推進や保健指導体制の一層の充実が重要であり、そのためには子育て家族が住む地域での地域による支え、支援を推進していく必要がある。 (例:公民館や保育所単位での保護者の情報交換の機会の拡充) ・また、保護者の就労や女性の社会参加の促進等に対応した保育ニーズ増加への対処やファミリーサポート事業の拡大等による支援を進める。 ・子育てに関わる経済的負担の軽減のためには、国や県による諸手当や支援制度の啓発、活用の促進を図る。
5	地域で支え合う福祉の推進	市民 地域で互いに支え合う	A 近所での支え合いを行っている市民の割合 B ボランティア連絡協議会の参加団体の登録者数 C (災害時要援護者への支援に協力いただく市民の数)	成果がどちらかと言えば低下した。	Bボランティア連絡協議会の参加団体の登録者数については、平成17年度771名が平成20年度840名と増加傾向にあったが平成21年度には、780名に減少した。その理由は登録団体が2団体増えた一方で3団体減ったことによる。 また数値としては把握できないものの近所同士の付き合いは希薄になってきていると思われる。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。どちらかと言えば高い水準である。	地域において支えあいの主体となるボランティア団体(ボランティア連絡協議会)の会員数は、近年800人を境に±40人前後で推移している。 社会福祉協議会が、一人暮らしの高齢者の日々の生活における安否確認や声かけなどを通じて近所の方で見守り支える目的で実施している、「ふれあいネット」事業の見守り対象者及び見守り員は、平成20年度に見守り対象者(ネット)508人、見守り員761人となっている。 総合福祉会館のボランティアの活動拠点である「ボランティアビューロー福祉の広場」の利用者は、平成20年度4,520人で、対前年度比19.6%増となっており、年々増加していることから活動が活発化しているボランティア団体があると考えられる。 一方で、市民1人1人の近所付き合いは希薄化していることが懸念され、近所での支え合いを行っている市民の割合は3割程度となっている。	・災害時における要援護者への支援として、平成21年度に「災害時要援護者避難支援計画」の策定し、高齢者や障害者、要介護者を中心に、災害発生時に隣近所の支援者が安否確認を行うとともに、要支援者に対し避難所までの避難支援を行う予定である。(全国的には、昨年度末までに32%が整備済み) ・ボランティア連絡協議会に加盟している団体は22団体であるが、実際にはミニディサービスなどを行っている団体は数多く存在しているため、今後社会福祉協議会とも連携して加盟の促進を図り、交流を通じて組織の資質の向上、活動の活性化を図る必要がある。 ・市民の日常における隣近所のお付き合いや困った際に助け合える関係の再構築に向け、世代間交流や福祉体験、意識啓発を行う。 国民生活白書では 時間的制約 つながりの場が十分に提供されていない 地域への貢献意識が高まっている中で情報が得られない

No.	施策の大綱(政策)名	対象	意図						
2	安全で快適なまちづくり	市民、市域	安全で快適に暮らせる						
No.	施策名	対象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)		(2) 近隣他市町村との比較		① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
				成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
1	災害に強いまちづくり	市民、市域 災害から生命・財産・市域を守る	A 災害に備えている人の割合 B 防災体制が整っている(地域における防災活動が認知されている)地域の割合 C 焼津市は災害への備えができています(災害に強いまちづくりに取り組んでいる)人の割合 D 住宅の耐震化率/市有建築物の耐震化率 E 人口1万人あたりの出火件数 F 水害による浸水戸数(床下/床上)	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	○住宅の耐震化率は、着実に向上してきている。 ・住宅の耐震化を推進しているプロジェクト TOUKAI-01による耐震補強棟数は、ここ数年、年平均約100棟で推移しており、市民の意識も高く、新築住宅と合わせ耐震化率が高まってきている。 ・市有建築物の耐震化率は、公共施設の耐震化を進めており、向上してきている。 なお大井川地区が加わったことにより平成20年度より21年度は向上している。 ・計画的な都市基盤整備により、住環境と合わせ災害に強いまちづくりを進めている。 ○火災発生件数は、ここ数年横ばい状況である。既存住宅の住宅火災警報器の設置義務が21年6月より義務づけられ、市民による防火意識が高まりつつある。 ○水害による浸水戸数については、平成19年度に大井川地区で1件発生した以外は床下床上共に発生していない。 ・大井川地区の主要河川が未整備のため、市全体の河川の整備率は低下した。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	成果指標による比較が困難であるため把握可能な以下の指標と比較する。 ○災害への備えができています(まちであると思われている)人の割合 市民アンケート(H21.12月実施) 焼津市 47.4% 藤枝市民アンケート(H19年度)地震、風水害対策に 満足 15% 普通 50% ○住宅及び市有建築物の耐震化 TOUKAI-0耐震補助件数(H21.12末) 焼津市 108件 藤枝市 90件 木造耐震化率(H21.12末) 焼津市 4.9% 藤枝市 4.6% 小中学校の耐震化率(H21.4) 焼津市 77.2% 藤枝市 93.5% ○水害対策 準用河川の整備率(H21.4) 焼津市 27% 藤枝市 30% ○出火率 H21(1万人当) 焼津市 3.3件 藤枝市 2.4件 全国4.1件(H20) ○地域における防災体制 訓練参加人員(H21年2回 自主防災組織のみ) 焼津 78,100人 藤枝 57,005人	焼津市は、東海地震の地震防災対策強化指定地域に指定されており、建物の耐震化や地域における防災対策については、ある程度取り組みがなされているものの今後発生が予想される災害への備えは引き続き必要であることから住民の災害に対する意識も高いものといえる。 出火率に関しても全国では4.1件であることから当市の防火意識の高さが伺える水準にある。 海岸部には、地震による津波や高潮による被害を防ぐため堤防、防潮堤、河川水門の整備や陸間の遠隔操作化等の事業が実施されてきたが、港口から浸入し、河川を溯上する津波から地域住民の生命財産を守る状況には至っていない。 市内には治水安全度の低い地域での水害、また北部の東益津地区には土砂災害が発生しやすい箇所が存在している。 また、公有施設の耐震化の内、学校の耐震化については、平成21年4月1日に文部科学省が発表した静岡県の小中学校の耐震化率は90.1%であり、非常に高い数値を示しているが、当市では77.2%と低い水準にある。 なお、平成21年12月に実施した市民アンケートのによると「焼津市が災害への備えができています(まち)」と感じている市民の割合は、ほぼ半数にあたる47.4%となっている。	①学校をはじめとする公共建築物並びに住宅の耐震化の推進 ②市街地の基盤整備や避難路、緊急輸送路となる道路事業の推進(区画整理、密集市街地整備、道路改良・新設事業等) ③治水安全度の低い地域における浸水対策の推進(中小河川の改修等) ④津波対策の推進(国、県、市、地域住民との協働により、新たな津波防災対策を策定する。市として航路水門の設置を要望していく) ⑤土砂災害対策の推進(市内北部地区) ⑥市街地の実情にあった消防資機材の整備及び消火技術力の向上 ⑦ 「焼津市が災害に備えているまち」であると感じている人の割合を行政、地域、住民が一体となって進めて行くことにより、高めて行く必要がある。 ⑧地域における自主防災体制の構築(防災訓練等)
2	良好な住環境の実現	市民、市域 住みやすくなる	A 住宅の快適性の面の満足度 B 良好な街並みだと思っている人の割合 C 市街地整備率(=区画整理、住宅市街地総合整備事業、比較的大規模な開発行為の実施面積/市街化区域面積) D 身近に花や緑が多いと思っている市民の割合 E 住民一人あたりの公園面積	成果がどちらかといえば向上した。	過去と比較可能な成果指標は、市街地整備率と住民1人あたりの公園面積であるが、基本的に整備を行うことで向上する性格の指標であり、整備事業に伴い向上してきている。市民意識調査で把握した成果指標については、旧焼津市のデータとの比較ではいづれも向上している。 <平成21年度に実施した主な事務事業> 土地区画整理事業 A=11.52ha 住宅市街地総合整備事業 A=0.29ha 都市公園の開設面積 A=18,258㎡ 生垣施工本数 726本 事業場敷地の緑化面積 A=8,787㎡の整備を進めた。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	成果指標で比較可能なものとしては、住民1人あたりの公園面積があり、都市計画公園整備状況(平成21年度末) 焼津市 A=24.45ha(34.22ha) 藤枝市 A=69.16ha(89.45ha) であることから藤枝市の方が広い面積を確保しているといえる。 その他市街化区域の状況を比較するデータとしては、以下のものが考えられる。 市街化区域における土地区画整理事業実施状況(平成21年度末) 焼津市 712.7ha(2,077.3ha)整備率34.3% 藤枝市 550.2ha(2,038.4ha)整備率20.5% それぞれ重点的な取り組みが違うものの全体としては同水準と思われる。	良好な市街地形成のための土地区画整理事業などを実施し、市街地整備及び公園整備を進めてきており、住民の住宅及び街並みが良好であると感じる割合も高い水準にあるものとする。一方で狭隘道路や老朽化した住宅が残っている地域が目立つ状況にある。公園に関しては、満足している市民よりも満足していない市民の方が多く傾向にある(近くに公園がない。広い公園がない。利用したい施設がないという意見が多い。) <これまでの市の取り組み> 良好な市街地形成を図るため4地区273.5haの地区で土地区画整理事業を進めており総合計画期間内に2地区64.8haについて事業が完了する予定です。残る2地区の平成20年度末の進捗率は焼津南部地区が77.7%、会下ノ島石津地区が10.8%となっています。当市の土地区画整理事業による市街化区域整備は34.3%であり今後も本事業による市街地整備が望まれています。 住宅が密集する本町地区の5.7haにおいては、防災性の向上と住環境の改善を住宅市街地総合整備事業により実施しております。 都市公園においては大覚寺公園3.3ha、石津西公園4.2haの地区公園2箇所をはじめ街区公園の整備など市街地を主に身近な公園整備を進めています。また緑化の推進を図るため焼津市みどり育てる条例により、生垣造り補助金制度による各個人の住宅での緑化や事業場敷地の緑化を進めています。 住宅においては高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化を主とした一般住宅及び市営住宅の住戸改善を進めています。	①社会基盤の効率的な整備手法の検討 土地区画整理事業においては事業費の確保を図り、事業計画に沿って確実に進捗していくことが求められています。また効率の良い整備手法の検討を早急に進める必要があります。 ②都市公園の整備 都市公園の整備においては、事業費の確保により早期に公園を整備することが求められています。また、すでに開設された公園については多くの住民が公園管理に参加するような仕組みの構築が求められています。 ③緑化の推進 緑化の推進を図るため生垣づくりのさらなるPRや事業場敷地の緑化においては、屋上緑化や壁面緑化の検討を進めることが求められています。など 新たな取り組みが必要です。 ④高齢者、住宅困窮者の住宅の確保 安心して住みやすい空間の実現のため、高齢者等の居住安定確保の推進と市営住宅については、住宅困窮者に対して低廉で良質な住宅を供給する役割を担っており、入居を希望する市民からの要望に対して対策がもたらされています。
3	移動しやすい交通ネットワークの充実	市民、市域 移動しやすいくなる *ここでいう移動は道路(車、自転車、歩行、バイク)、バス、電車を利用しての移動を考える。	A 幹線道路の整備が進み、車やバイクで移動するときに円滑に道路を通行できるようになったと思う市民の割合 B 生活道路の整備が進み、車やバイクで移動するときに円滑に道路を通行できるようになったと思う市民の割合 C 市内の道路を徒歩や自転車で行くときに、安心して快適に通行できていると思う市民の割合 D 市内のバスが利用しやすいかと思っている市民の割合 E 市内の駅が利用しやすいかと思っている市民の割合	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	幹線道路及び生活道路に関して車等で円滑に道路を通行できると思う市民の割合は、旧焼津市におけるアンケート結果と大差ない結果となった。徒歩や自転車で通行するとき快適に通行できる市内のバスが利用しやすいと思う市民は、年度による変化はあるものの基調としては、安定した推移となっている。 平成20年度末には幹線道路の整備率は70.9%、生活道路の整備率は64.3%となり、平成21年度末には道路改良事業や区画整理事業の進捗に伴い、整備率はわずかであるが上昇することになる。しかし、焼津駅や西焼津駅の鉄道利用者数やバスの利用者数は年間約614万人強及び約170万人強となり、年々減少している。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	成果指標はアンケートにより把握する指標のためそのまま比較するデータはない。 平成20年度末の都市計画道路の整備率は焼津市の67.8%に対して、藤枝市は72.6%であり、市道の整備率については焼津市の64.7%に対して、藤枝市は60.1%であることから、ほぼ同水準であると考えられる。 *整備延長を見た場合には、同程度であるが、焼津の方が市域面積が狭いため整備されている。駅に関しては、藤枝は1駅に対し焼津は2駅ある。バス路線数は、藤枝を起点に運航されており、藤枝の方が多く。 ・幹線道路については道路整備事業や区画整理事業の推進に伴い、着実に整備率が向上しており、そのことが、市民が道路を円滑に通行できるとの実感に結びついている。 ・生活道路については一般市道整備や狭隘道路整備の実施に伴い、整備率は年々上昇しているものの、市内には依然として狭小な道路が多いことから、市民から道路整備を望む要望が多数寄せられており、市民の認識(円滑に通行できると思う市民の割合)も幹線道路より低めとなっている。 ・徒歩や自転車で通行する際に安心して快適に通行できる割合は、車やバイクの利用と比較すると低い。歩行帯などの整備はしているものの段差(歩道がデコボコしている)の問題などがある。歩道付きの整備が少ないこと、歩道の幅員が狭いことなどに起因していると思われる。 ・バスの利用に関しては、路線バスの減少に伴い、利用しにくい状況になってきている。 市としては、自主運行バスを路線バスの補完目的で運行すると共に、利用者の乗降の利便性を確保するために、平成21年4月よりすべての車両を小型低床型とした。また、自主運行バス路線については、市内運行ルートの変更の検討と路線バス運行空白地区の解消として、上東地区(つづじ平団地)から藤枝駅への路線及び藤枝市街地(平島団地)から保福島地区を経由し西焼津駅への路線などを藤枝市との調整の上、運行する予定である。 ・鉄道については、市内に2駅あり、運行本数もある程度あり、定時制も確保されていることから、利用しやすいと答えた市民が多い。	・国をはじめとした公共事業削減の影響から道路整備事業への投資額も減少しており、事業費の確保が厳しい状況となってきているが、都市計画道路整備プログラムや都市計画マスタープランなどの計画に基づき、選択と集中により基本計画期間内における優先整備路線を定めた上で整備を推進する。 ・幹線道路である国、県道については、国道150号三和交差点付近及び富士見橋や焼津横原線太平橋などの慢性的な渋滞の解消、静岡空港へのアクセス更には市内の幹線道路ネットワークの充実を図るために、県に対して早期事業化を要望していく。 ・生活道路については、市民からは歩道を含め道路整備を望む要望が多数寄せられていることから、自治会と連携して生活道路の優先順位設定基準に基づき、効率的で効果的な透明性の高い道路整備を推進する。 ・バスの運行に関しては、利用者ニーズに対応した路線の見直しなどバス事業者等との調整を積極的に図っていく。	

No.	施策名	対象 意図	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)		(2) 近隣他市町村との比較		① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
				成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象 成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
4	安全な水の安定供給	市民、市域(給水区域) 安全な水道水を安定的に使用することができる	A 水道水が安全と思っている人の割合 B 断水もしくは給水制限があった時間	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	水道水が安全と思っている人の割合に関しては、今回はじめて把握したものであるが、おいしいと感じている市民の割合とほぼ同水準という結果が得られた。断水もしくは給水制限があった時間については、平成20年度と21年度の年間の予測値を比べると、それほどの差異は無い。水道局では、従前より漏水防止調査、石綿管改良工事等の更新事業を進めており、これらの成果により自然漏水等による断水時間は低いレベルで安定している。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば高い水準である。	成果指標に関して他市と直接比較可能なデータは見受けられないが、漏水事故等による断水時間(計画的断水以外)を推し量るデータとして無効率(給水量全体に対する配水管からの漏水等による無効水量の割合)がある。平成20年度の焼津市の無効率は5.1%で、藤枝市の9.9%・島田市の10.2%と比べても低く、このことから断水時間は低いと考えられる。従って成果水準としては、高い水準であると推測できる。 なお、給水制限は今までのところ無い。	焼津市の水道施設は、昭和40年代の高度成長期に建設されたものが多く、老朽化が進み更新時期を迎えている。市水道局としては、水道施設の更新等を順次計画的に進めてきており、安全性及び安定供給に関しては、現時点で高い水準の成果が実現できている。 一方で、2割程度の利用者は、水道水の安全性についてわからないもしくは不安があると回答している。その背景としては、水質の面で関心が高くなってきているものと推察される。	焼津市水道局の課題として、以下のものがある。 (1) 老朽化した水道施設の更新及び耐震化 (2) ホームページや広報など各種媒体を使用した水道事業のPR活動(おいしい水であることや安全な水であること、水は限りある資源であり、節水の必要性を住民に伝える必要がある) (3) 水需要の伸びが期待できない中、効率的な経営を心掛けるとともに、 遊休資産の売却等により適正な財源の確保を図ります。
5	交通事故のないまちづくり	市民、市域 交通事故にあわない、起きないようにする	A 交通事故発生件数 B 交差点事故件数(Aの内訳) C 高齢者事故件数(Aの内訳) D 児童・生徒事故件数(Aの内訳) E 交通ルール・マナーを守っている市民の割合	成果がどちらかといえば向上した。	・交通事故発生件数を見ると、平成17年には1,615件であったのに対し、平成18年は1,445件、平成19年は1,489件、平成20年は1,383件、平成21年は1,342件と一時期の増加はあったものの、近年減少の傾向にある。一方で交通事故発生件数の内訳である高齢者事故件数に関しては、平成17年度は374件(交通事故発生件数全体に占める割合23.2%)、平成21年度も374件(同27.9%)であり、件数では横ばい全体に占める割合では増加している。	県下の市町村 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば低い水準である。	・焼津市においては、人身事故件数、交差点事故件数、高齢者事故件数が、ここ数年の人口10万人当たりの件数比較で、藤枝市、島田市、静岡市に比べ多い結果となっている。(事故総件数:平成19年県内ワースト5位、平成20年ワースト7位、平成21年ワースト5位) ・焼津市においては、優先順位のわかりにくい交差点が多いことが、事故件数が多いことに結びついている。	・焼津市における交通事故は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあるものの県内の市町村の中では、事故総件数でワーストの上位となる状況が続いており、施策の成果水準はどちらかといえば低い水準にある。中でも交差点事故件数が多く、交通事故発生件数に占める割合が、高いという特徴がある。また高齢者事故件数は、件数は横ばいでかつ高齢者の方が事故を起こす件数が約半分を占める。 ・これらに関しては、焼津市交通安全対策協議会が中心となって、警察をはじめ関係団体と連携し、高齢者宅訪問、高齢者や子供自転車大会の開催、交通安全教室や交通安全キャンペーンの開催など啓発事業を実施し、交通安全意識の向上に努めている。 ・年間を通じて自治会別無事故・無違反コンクールや無事故・無違反安全運転コンクールを実施するとともに、交通安全モデル自治会及び高齢者交通安全モデル地区の指定を行い、住民や事業所に対して交通安全対策の推進を行っている。 ・交通事故0の日、高齢者交通安全の日(毎月10日、20日、30日)を指定し、交通事故防止活動の一層の推進を図っている。 ・交通事故多発箇所、市民及び自治会交通安全専門委員等より提言された危険箇所に対して、警察や関係機関及び市の担当部局と連携して改善・整備を行っている。	・交通事故発生件数は年々減少してきているが、約半数を交差点事故(主に出合頭事故)が占めており、従来に増して事故防止対策の重要課題であるとともに、高齢者事故、自転車事故や児童・生徒の事故も依然として多いため、これらの事故の分析や検証結果を基に、関係機関と共に対策を行う必要がある。 ・今後の交通事故防止対策としては、「自らの安全は自らが守る」の原点に立ち、市民ひとりひとりが交通ルールとマナーを遵守することの重要性を十分に理解してもらう必要がある。そのために必要な市民の交通安全意識の改革を促すために、警察や自治会と連携・協働した中で交通安全の啓発を行っていく必要がある。 ・更に交通安全の充実をはかるために交差点の改良(安全な歩行帯の整備やカラー表示による注意喚起など)を行う必要がある。
6	犯罪のないまちづくり	市民、市域 犯罪被害にあわない、犯罪を起きないようにする	A 犯罪件数 B 家庭で防犯対策を行っている市民の割合 C 地域の防犯活動を行っている市民の割合	成果がどちらかといえば向上した。	・平成21年の刑法犯の発生件数は1,405件で、平成20年(1,597件)に比べて192件(12.0%)の減少である。 ・平成17年度は、1,925件となっており、概ね減少傾向が続いている。 ・犯罪の種類としては、①自転車盗、②車上ねらいがH17以降発生件数の1位2位で変わらないが、車上ねらいの発生件数が減ってきていることがあげられる。	藤枝市 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば低い水準である。	・焼津市の人口千人当たりの刑法犯発生率(平成20年) 1,597件/143,239人×1,000人=11.1件 ・藤枝市の人口千人当たりの刑法犯発生率(平成20年) 1,301件/141,788人×1,000人=9.2件 以上より焼津市の犯罪発生率が高い。 防犯に関する市の取り組みとしては、以下のような実績がある。 ・自治会や見守り隊など自主的防犯活動が行われているが、更なる地域の自主的防犯活動の推進を図るため、自治会、防犯活動団体、学校、PTA等と協力し、学区単位での地区安全会議の設立を進めている。(大井川地区3小学校区に設置済。焼津地区は8中学校区中3校区へ設置済。平成21年度現在) ・防犯に関する各種事業を行う焼津地区防犯協会への支援を行っている。 ・市民の防犯意識の高揚を図るため、防犯講座を開催するほか、振り込め詐欺等の未然防止のため同報無線による広報活動を実施している。 ・地域からの要望により防犯灯の設置に対し助成している。 ・市の公用車に青色回転灯を設置し防犯パトロールを実施している。	・地域での防犯活動を活性化させるため、市内全学区への地区安全会議の設置を進める。 ・窃盗犯中、「自転車盗」「車上ねらい」「万引き」「空き巣」が多く発生していることから、市民一人ひとりに防犯意識を持ってもらうよう、広報紙による広報や防犯講座等の開催を進めていく。 ・高齢者や障害者、児童等、犯罪被害者となりやすい者への防犯に関する啓発活動を進めていく。 ・犯罪の未然防止のため防犯灯の設置助成を継続する。	
7	消費者の自立と保護	市民 賢い消費者となる	A 消費生活講座等参加者数 B 消費生活相談件数 C 消費者被害にあわないよう心掛けている市民の割合 D クーリングオフ制度を知っている市民の割合	成果がどちらかといえば向上した。	・平成21年12月末現在、消費生活講座開催状況は、61回開催し、2,708名参加(焼津地区:47回開催 2,043名参加、大井川地区:14回開催 665名参加) ・平成20年同期(12月末まで)、消費生活講座開催状況は、24回開催し、880名参加(すべて焼津地区で開催。昨年は大井川地区での消費生活講座の開催はなかった。) ・団体に対するPRをあらゆる機会を捉えて行った効果が表れた。 ・消費生活相談件数に関しては、マスコミ等でのPRがされたこともあり、平成18年度をピークに減少してきている。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	・焼津市においては、消費生活講座やマスコミ報道を通じて消費者被害に関するPRがなされてきたこともあり、消費生活相談件数は、平成18年度をピークに減少しつつある。その背景として、消費者被害にあわないよう心がけていたり、クーリングオフ制度を知っているという市民が8割を超すなど市民の関心の高いことがあげられる。一方で、相談相手の少ない高齢者の方が消費者被害にあう事案が見られ、インターネットや携帯を使ったトラブルが増加している。 市としては、以下の取り組みを行っている。 ・消費者の意識啓発のため、消費者連絡会(市民団体)と連携しながら消費生活展、消費生活講演会、消費生活講座等を開催している。 ・消費生活講座については、全国的に判断能力が十分でない高齢者に対する消費者トラブルの割合が大きいため、主に高齢者を対象として行っている。 ・暮らしの中のさまざまな問題に関する相談業務として、月曜日から金曜日までの週5日、2名体制で消費生活相談を行っている。	・高齢者の消費者トラブルを防止するため、高齢者活動のあらゆる機会を捉えて消費者講座を実施していく必要がある。 ・また、民生委員やケアマネージャー等との関係機関とのネットワーク化が必要である。 ・消費者トラブルがより高度化、複雑化しており、若者のインターネットや携帯を使ったトラブルなど新たなトラブルに対応することが求められる。 ・広く一般市民への消費者意識の高揚を図るためには、消費生活展や消費生活講演会を開催していく必要がある。 ・多様化する消費者相談に対応できるよう、消費相談員のレベルアップを図るとともに、人材を育てていく必要がある。	

No.	施策の大綱 (政策)名	対 象	意 図						
3	豊かな心を育てるまちづくり	市民	豊かな感性が育まれる						
No.	施 策 名	対 象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)		(2) 近隣他市町村との比較		① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
				成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
1	豊かな感性をもつ幼児の育成	乳幼児	A 幼稚園・保育園に入園している幼児数の割合 B 基本的な生活習慣が身に付いていると思う、小学校1年生の割合	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	幼稚園・保育園に入園している幼児数の割合については、5歳児時点ではほぼ全員が幼稚園・保育園に通っているが、3歳未満児では家庭内で養育されている子どもが多い。平成19年度54.5%であったが平成21年度では54.2%と微減であるが、幼稚園や保育所の就園環境が変わっていない。基本的な生活習慣が身に付いていると思う、小学校1年生の割合については、今回はじめて把握したものであり、比較ができない。	藤枝市	幼稚園・保育園への就園の状況は焼津市と同様と考える。 平成21年 焼津市 54.2% 藤枝市 53.5%	就学前の幼児の育成に関して、就学前の5歳児時点ではほぼ全員が教育の機会を得ている現状にある。基本的な生活習慣に関しては、個人差は若干あるものの概ね入学時点で着替え、排泄、食事等の身の回りのことがほぼ自分でできる状況にある。一方で家庭での教育力の低下が懸念されているため幼稚園・保育園の入園から基本的な躰がはじまる子どもも一部いる状況にある。 ※「家庭での教育力の低下が懸念されていることについて、データでの説明が必要か?その背景を確認。」 保育所園に関しては、待機児童の問題があり、子どもを預けて働きたいが、預けることができない家庭がある。一方で、公立幼稚園の園児については、減少傾向にある。その背景としては、民間の幼稚園の魅力(送迎サービスや教育内容)が高いことが考えられる。	・公立幼稚園のあり方について、庁内外で協議検討を進める。 ・待機児童対策を進める必要がある。 ・幼保一元化について検討を進め、市の方針をまとめる。 ・公立の幼児教育の環境整備については、幼保一元化や施設の耐震化等を踏まえ、年次的に整備を進める必要がある。また私立についても働きかける。
2	生きる力を育む学校教育の充実	市内小中学校の児童・生徒	A 知～基礎学力の定着率 B 徳～問題行動件数 C 徳～不登校生徒数 D 体～一定以上の基礎体力のある小学生の割合(男女別) E 体～一定以上の基礎体力のある中学生の割合(男女別)	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	学力、体力は横ばい状態。問題行動は平成19年度は53件と比べると平成21年度135件(12月時点)かなり増加したものの児童や教師に対する暴力などの悪質なものは増えていない。(平成20年度に比べ増加したのは小学生複数による万引きの事案があったため) 不登校は平成19年度は108人だったが平成21年度は105人(12月時点)とやや増加する見通し。	藤枝市、島田市	学力、体力は、国や県、志太3市の記録から見てもほぼ同じ水準。問題行動は少なく、発生率では県下で下から3番目の水準であることから、焼津は良い状態ととらえている。	学力、体力については、国、県の平均的な水準であり、基礎学力・基礎体力の定着については、概ね問題のない水準にある。 問題行動は、国、県、近隣市町村と比べて、少ない状況にあるが、これは各学校へ支援員の配置や、教師の授業力、指導力が効を奏していると思われる。不登校児童・生徒については、平成20年度は増加したものの平成21年度には、減少している。複雑な家庭状況が不登校につながっているケースでは、児童相談所や循環巡回相談員、カウンセラーが、家庭や医師と連携して指導にあたっている。	①引き続き教師や指導員等の人的配置を進める。 ②教師の授業力などに関わるソフト面での指導(教師の研修体制等)が必要であると考えられる。 ③学校の学習環境(学校施設の耐震化や老朽設備の更新や教材及び備品)の一層の整備が必要である。
3	生きる力を伸ばす社会教育の充実	市民	A 年齢に応じた感受性を身につけている子どもの割合 B 学習活動に取り組んでいる市民の割合 C 学習活動に取り組んでいる市民の中で学んだ成果を社会のために活用している市民の割合 D 学習活動に取り組んでいる市民の中で学んだ成果を自分自身のために活用している市民の割合	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	成果指標に関して、いづれも今回新たに設定した指標のため時系列比較はできないためほぼ変わらないと判断した。 家庭教育に関しては、合併以降、家庭教育に関する支援基盤整備として「家庭教育支援チーム」の活動を充実させた。 社会教育に関しては、合併により大井川公民館を開設し、また平成21年度には大富公民館を建て替え、市民の学びの場の充実を図った。	県中部地区の市町村	統一したアンケート等実施していないため成果指標での比較はできない。 家庭教育に関しては、公民館単位での子育て広場を開設し、また県内で唯一、国委託の「訪問型家庭教育相談体制充実事業」を県からの再委託で実施しており、家庭教育支援に関しての水準は高い。 また、市民の学びの拠点である、公民館の数や規模及び運営体制に関しても、近隣他市に比べて充実している。	焼津市においては、施策の意図である「社会生活・家庭教育が充実する」のための社会教育がある程度なされている。 教育基本法の改正(H18年)の中で、「家庭教育」の充実、保護者の義務であり、行政の務めとされている。 具体的には、以下の取り組みがなされている。 ①未就園児の子どもと親を対象にした子育て広場、②幼稚園、小学校、中学校の保護者を対象にした家庭教育学級、③家庭や企業などを訪問し情報提供や相談などを行う訪問型家庭教育相談体制充実事業の実施、放課後子ども教室や青少年ボランティアなどの事業により、子どもが心身の調和のとれた発達を図っている。 また、社会教育に関しては、公民館、図書館、文化会館などの事業をつうじ、生涯学習やコミュニティの場として利活用を図っている。	家庭教育支援では、当事者の学びや気づきにつながる事業を実施していくことと、それを支える地域や関係者の学びや気づきにもつながるように配慮し、より多くの市民が家庭教育支援にかかわれるよう展開していくことが重要となる。また、子育て支援施策や関連部局と連携して、効率的・効果的な事業を実施していく必要がある。 社会教育については、公民館講座利用者の固定化がみられ、新陳代謝が必要である。また各事業に参加した方々の輪を広げ、地域の連帯感を図るとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような、学びの循環をつくっていく必要がある。 学びの内容についても、生きがいづくりや趣味・嗜好の学びだけでなく、地域課題の解決につながるような事業へシフトしていく必要がある。 社会教育施設の更新 社会教育主事、図書館司書等専門人材の育成及び確保

No.	施策名	対象 意図	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)		(2) 近隣他市町村との比較		① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
				成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象 成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
4	芸術文化の振興と伝統文化の継承	市民 ・芸術文化に親しみ、豊かな心を持つ ・伝統文化を継承し、郷土愛を醸成する	A 日頃から芸術文化に親しんでいる市民の割合 B 伝統文化を継承する活動をしている市民の数 C 市・県・国指定文化財数	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	「伝統文化を継承する活動をしている市民の数」は平成17年度は809人で平成21年度は826人であり、若干増えているが、全体的に文化関係団体の高齢化が進んでおり、若い人の参加が伸びていない現状がある。「市・県・国指定文化財数」については、平成18年度に2つ、19年度に3つの追加指定があり、60件となり現在にいたっている。	県内市町村	近隣市と成果指標での比較はできていないが、文化センターの活動は評価されている。また、市民文化講演会や公民館での伝統文化講座等も開催しているほか、市民文化祭や音楽祭のレベルも高いと評価されている(文化祭・音楽祭の審査員の講評)。文化連盟の構成員数では、焼津市 167人/万人となっており、県内では〇位(後日報告)の水準である。	焼津市民で日頃から芸術文化の活動を行っている割合は16%であり、活動の質の面でも高いと評価されているものがある(書道、音楽) 文化祭、市民音楽祭や主催事業を開催し、市民の参加を図っている。焼津文化会館における自主文化催事事業数及び収益率は、同規模の施設と比較して、全国トップレベルにある。一方で、文化団体の構成員や公民館等での文化講座の参加者は高齢化しており、若い人の参加が少ない。 伝統文化の継承に関しては、伝統文化を継承する活動をしている市民の数、文化財数共に微増であり、継承がなされている。団体の中には継承のための活動と共に次世代育成に力を入れているとして表彰されている団体がある。伝統文化子ども教室を資料館、公民館で開催し、年中行事にちなんだ伝統文化や小泉八雲を通して古きよき焼津を伝える取り組みを行っている。	・若い人が文化活動に取り組める環境整備について検討し、実施していく必要がある。 ・芸術文化の鑑賞事業について、どんなニーズがあるか常に把握すると共に、良質なものを提供していく必要がある。 ・花沢地区への伝統的建造物群保存に向けて住民との協議推進を図ること。 ・歴史民俗資料や市保有の美術資料について適切に保護・活用できるスペースの確保が必要である。 ・学芸員等専門人材の育成・確保。 ・ 老朽化している施設の改修及び統廃合の検討。
5	焼津らしい平和教育の推進	市民 国民 核兵器の廃絶を希求し平和を愛する心を持つ	A 第五福竜丸事件を知っている市民の割合 B 核や平和を考える学習活動やイベントに参加した市民の割合 C 国内外に対する核兵器の廃絶と平和に関する焼津からの発信件数	成果がかなり向上した。	・第五福竜丸事件6.30市民集会にくわえ、平和市長会議への平成20年11月の加盟と平成21年8月の総会参加及び焼津平和賞の創設の表明など、国内外への発信件数が増加している。 ・一方で、合併市町である大井川地区における第五福竜丸事件の認知に関しては、他地域よりやや低い結果となっているため理解を高めしていく必要がある。戦災にあっている地域であることから平和に関連する取り組みが行われている可能性がある。(※要確認)	近隣市	・第五福竜丸事件6.30市民集会、焼津平和賞の創設、焼津市平和基金条例の制定など、近隣他市町村にない独自の取り組みを行っており、高い水準である。	・第五福竜丸事件を知っている市民の割合は83.1%、平和を考える学習活動やイベントに参加した市民の割合は11.5%となっている。学校教育や宣言、6・30市民集会等を通じ、普及啓発に努め情報発信も近年増やしているものの焼津に転入してきた市民の中には知らない人もいる現状にある。福竜丸事件発生当時のことを直接知っている市民の年齢が60歳を超えてきていることから更に普及活動を継続する必要がある。 <市の取り組み> ・「平和都市焼津宣言、核兵器の廃絶を願う焼津宣言」の宣言文を第五福竜丸事件6.30市民集会の冊子に印刷し、小中学生や一般来場者に配布し趣旨の理解や普及啓発に努めている。 ・毎年6月30日に思いを新たにして、第五福竜丸事件6.30市民集会を開催し、核兵器の廃絶を語り継ぎ、核兵器のない平和な世界の実現に向かって邁進することを多くの市民参加のもとに誓っている。 ・歴史民俗資料館に「第五福竜丸コーナー」を常設展示し、周知を図っている。 ・核保有国が核実験を行う情報が入った際に、その都度、市長と議長の名で抗議文を送付している。 ・平成20年11月に平和市長会議に加盟し、近隣市町や姉妹都市に加盟を働き掛けている。 ・「焼津平和のための戦争展」を開催する実行委員会に補助金を交付している。 ・図書館で開催する「平和の朗読会」、歴史館で開催する「徴用船」特別展示、公民館で開催する「戦争・平和、福竜丸などの朗読会」を通じて市民参加の機会を設定している。	・学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」をより広く実践していく必要がある。 ・第五福竜丸事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存する必要がある。 ・「焼津平和賞」の継続にあたり、情報発信を強化すると共に、評価を検証する必要がある。 ・焼津市平和基金の活用の方法や取り扱いについて検討する必要性が生じてくる。 ・「核兵器廃絶と平和の希求」に市が主体的に取り組むことについて市民の理解を求めていく必要がある。
6	スポーツ・レクリエーション活動の振興	市民 運動習慣を身につけ体力を維持向上させる	A スポーツ・レクリエーションの実施率 B 体育協会加盟人数(延べ)	成果がどちらかといえば向上した。	スポーツ・レクリエーションの実施率は平成19年度33.1%から平成21年度36.8%とやや増加した。体育協会加盟人数(延べ)に関しては、現時点では不明。(確定はH22年4月)焼津市体育協会と大井川町体育協会が合併したが、大井川町ソフトボール協会等未加入の団体もある。	県、藤枝市	スポーツ・レクリエーションの実施率は、県40.6%(平成19年度)42.9%(平成20年度)であり、平成19年度の焼津市の33.1%はやや低い水準となっている。 *平成21年度に関して3月末には県集計結果を公表予定 体育協会加盟人数で比較すると、藤枝市24競技団体7,506人で、焼津市の方が競技団体・加盟人数ともに上回っている。熱心にスポーツをやる市民がいる一方で頻度が低い市民も多いと思われる。	・スポーツ実施率36.8%は、県全体の水準には及ばないものの平成19年度との比較では、割合が向上している。スポーツや運動をしている市民にその理由を聞いた所、68.5%の市民が、健康及び体力づくりのためと回答している。一方でスポーツを全くしなかった市民の理由としては、時間がなくことや病気やけが、高齢など身体的理由、はじめるきっかけがないことをあげる方が多く、スポーツをする必要がないと考えている方は2.7%と少ない。スポーツに取り組むきっかけや動機付けが必要と考えられる。 <市の取り組み> スポーツ教室は、幼児から高齢者までを対象として、体操・軽スポーツ・水泳教室を開催しているが、幼児・親子・小学生は受講者が入れ替わり、すそ野は広がっているが、高齢者は継続して受講する人が多い。 ・体育指導委員は、地域の体育リーダーとして自治会体育協会・体育委員会等と地域体育組織と一体となり、スポーツ教室・ニュースポーツの普及に努めている。また、市主催事業の運営にも携わっている。 ・総合型地域スポーツクラブトミーズSCを引き続き自主運営できるよう支援をして行く。また、スポーツ振興課が主催するスポーツクラブ事業は小学生から成人までが自由に参加することができ、クラブ事業の理解を深める上で重要となっている。 ・スポーツ施設開放・施設維持管理については、利用者が安全に安心して使用できるよう、施設の維持管理をしているが経年劣化が進んでいる施設も多く、修繕等の業務が増えている。	・スポーツ施設の経年劣化が進んでおり、利用者に安全で良好な環境の中で使用していただくため、補修・改修等維持管理を適正に執行する必要がある。これにより大きな予算が伴うが整備を円滑に進めるためには年次計画により進める必要がある。 ・さらに、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの普及やスポーツ少年団の加入促進、各種スポーツ教室・イベントの開催などにより、スポーツをとおして体力の維持向上、異年齢、世代間、親子間の交流、地域の連帯感の高揚による子どもの健全育成や地域コミュニティづくりに努めたい。 ・スポーツを行わない人に対して、ウォーキングや体操など身近な場所で手軽にスポーツに取り組むきっかけづくりを行う必要がある。

No.	施策の大綱(政策)名	対象	意図						
4	活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり	市民、企業	活気があふれ、経済活動が活発になる						
No.	施策名	対象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)	(2) 近隣他市町村との比較	① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)		
		意図		成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
						成果水準			
1	活力ある水産業の振興	水産業者 地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	A 年間水揚量 B 水産加工品出荷額	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	・H17年度と現状を比較すると対象指標である水産加工業者数、そして成果指標である年間水揚量は漸減傾向にある。また、漁協組合員数(正組合員)は、一時的に増加した年はあるが減少傾向である。 ・漁業という産業が自然的要因に左右されやすい。また特に遠洋漁業においては、この要因に加えて国際資源管理機関による漁獲制限要因が大きいのと思われる。 ・水産加工品出荷額は景気動向とともに大手流通業者などの発注に左右されている要因が大きいのと思われる。	近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	・近隣には同規模程度の漁港を持つ都市はないが、全国的には水揚げ数量の減少などの傾向にある。 ・特定第三種漁港のうち、鯉鮪の水揚げを主力としている5港のH17とH20年の年間総水揚げ数量を比較すると11%減少している。焼津に関しては16%減となっている。 ・焼津は、特に国際資源管理の影響を強く受けている漁港の一つであると言われているが、全国の漁港の中でH14から4年連続水揚げ数量第1位で、H18からは第2位を維持してきているなど全国有数の水揚げを誇っている。 ※水揚げ数量が全国的に減っていること。焼津はその減少率が大きい。全国有数の水揚げを誇っていることから「同水準」でよいのでは。	・焼津市の水産業は、市の基幹産業であるばかりでなく、全国的に見ても水揚げ数量、金額共に上位の実績を誇っている。 一方で近年漁船が減ると共に漁獲制限や漁船用燃油価格の高騰などにより、水揚げ数量及び水産加工品出荷額共に漸減傾向にある。 ・水産業の振興には、入り口である港に良質な漁獲物が安定的に水揚げされ、加工流通業者に幅広く行きわたり活用されることが重要である。このような考えの下、水揚げの基盤となる漁港の整備と共同流通施設の整備、漁業加工業の基盤の強化、水揚げ奨励策、販路拡大への取組みなどを実施してきた。 ・水産資源の悪化等、水揚げの減少に歯止めをかける有効な施策は乏しく、焼津漁港が外地の水揚げに支えられてきたことから、施策の中心が奨励補助的なものにならざるを得ない。 ※水産加工品出荷額がH18からH19へと増加しているが何かの施策の影響か？⇒大手企業の「新分野」進出の売上か？ ※施策(事務事業)のPR不足 ※市民にもっと漁業の現状を知らすべき	・本市の主力漁業である遠洋漁業は、水産資源の問題のみならず、海洋毎に設けられている国際資源管理機関により、カツオ・マグロ漁獲が規制され、今後一層強化される方向にあると言われている。 ・良質な水産物の安定供給が確保されてこそ、当地区の中小加工流通業が成り立っていることから、漁獲規制が地域経済に及ぼす影響は多大なものがある。 ・船齢が20年を超える漁船が増加してきていることにより持続的な漁業に対する不安が、経営者のみならず加工流通業者からも上っている。ここ10年以内が正念場との声が多い。 ・以上のことから、これまでの水揚げ奨励策から担い手の確保や漁船の更新など効率的な漁業の推進と流通への取り組みなどバランスのとれた水産施策に転換することが必要となってくる。 ※市独自では解決不可能な国際交渉などについて積極的に市の要望等を国県に働きかける
2	農地、水、環境を活かした農林業の振興	農林業者 地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	A 水田の有効利用率(水稲+転作物(保全などを除く)/農地面積) B 水稲生産額(水稲作付け面積と、標準価格から算定) C 主要直売所売上高(5店舗)(直売所年間売上調査による) D 主要共同出荷作物取扱高(トマト、いちご)(JA調査による焼津市分)	成果がどちらかと言えは低下した。	・水稲生産額に関しては、H17年度と比較すると微減傾向が続いている。要因としては、生産量は大きな変化はないものの単価が下がってきていることが影響している。 ・主要直売所売上高(5店舗)に関しては、年々増加してきている。その要因は、需要が拡大したため新店舗が1店出店するなどによる。	藤枝市	直売所の会員数及び売上高では……主要共同出荷作物取扱高については、品目が異なるため比較できない。水田の有効利用率についても藤枝市は水田面積が少ないため比較すべきではない。 ※近隣比較は同水準でよいのでは。 ※青果市場における市内在住者の出荷額は？	主要直売所売上高は増加しているものの水稲生産額は減少傾向にあり、主要共同出荷作物取扱高(トマト、いちご)は横ばいという現状にある。 その要因として、担い手への水田集積も、小規模な水田を継続している農家も多く、面的集積が進んでいない現状にある。 14万市民を対象にして、都市型農業(直売)振興をしているが、供給量は、絶対的に不足している。 担い手、新規参入がいくらかはあるものの、全体として農業従事者の高齢化は進行している。 魅力ある所得を得られる、経営モデルの確立を目指す、決定打はない 膨大な末端水路の管理(全域が高低差がなく、高度な管理が要求される)が困難な地域が出てきている。	面的土地利用の集積により、農地の有効利用を図る必要がある。 市民の要求に応えられる、野菜などの生産体制を整える必要がある。 次代を担う農業者の参入を促すとともに、育成していく必要がある。 地域の環境を活かして(交通、地理、都市構造など)、継続できる農業モデルを確立する必要がある。 農業者が減少し、農業サイドだけで、末端水路の管理ができない状況が発生しており、農村環境を守る体制を整える必要がある。 農業施設の老朽化が著しく、計画的にこれを修繕、維持する必要がある。 ※農業施策の充実(世界の食料事情を考え重要施策に) ※耕作放棄地をよみがえらせる必要あり ※環境と調和した農業の模索(二期作、二毛作) ※用水の重要性の啓発
3	にぎわいのある商工業の振興	商工業者 地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	A 年間販売額(商業) B 年間販売額(商業) 昭和通り、駅前通り等中心市街地の5商店街の計 C 商店街通行量 D 製造品出荷額(工業) E 大井川港貨物取扱量	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	入手可能なデータ(H20)を見る限り事業所数や商品販売額、製造品出荷額は年度ごとの増減はあるもののさほど大きな変動はない。 その中で、中心市街地の商店街の商品販売額は大きく減少している。その要因は、郊外店に買い物に行く住民が増えたこと等が考えられる。(H16 59億円→H19 45億円)また、大井川港の貨物取扱量も減少している。その要因は、砂利取扱業者の撤退と燃料の転換に伴う化石燃料系の需要量の減少による。	藤枝市	人口が同規模の藤枝市とは合併後において小売業、卸売業の販売額は同水準(年間商品販売額(19年度):焼津市=3669億円、藤枝市=3211億円)。焼津市は県内5位の商品販売額。 製造品出荷額においても約5699億円と藤枝市と同レベル。	・商工業に関しては、事業所数や商品販売額、製造品出荷額は年度ごとの増減はあるものの比較的安定した水準で推移している。工業については、食品加工業が多いこと、商業については景気の影響を受けにくいなどの特性があるものと思われる。 一方で中心市街地の商品販売額は、減少傾向にある。中心市街地の商店街を活性化しなければ、焼津市全体の活性化に結び付かない点から、商店街の空き店舗対策や現在営業している事業者に対して個別の支援策(やる気のある個店に経営コンサルタントを派遣し、実践的な指導をすることにより商店の売り上げ増加を支援、その効果が商店街全体に波及し活性化を図る)を行っているところである。 さらに、平成15年3月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき事業の進行管理を行っているもの、すでに7年も経過しており、まちづくりにおいての都市計画法まちづくり三法も改正されており、H24年の計画終了時期にきていることから新たな政策転換を図る必要に迫られている。 ・商店街のにぎわいづくりの視点から、市民や団体が主催するイベントのさらなる協力が指摘されている。 ・工業者に対しては、H20年度から新商品開発及び新事業創出を支援する取り組みを企業と連携しながら積極的に進めており、個別企業の中には、売上増に結びつく企業があるものの地域経済全体への影響は現時点では限定的である。 ・企業誘致に関しては企業が進出し易い環境を整えることが第一と考えるが、現状では、企業支援策としては水産加工団地の誘致を行っており、残りは1区画(5400m)のみとなっている。今後、大井川地区への企業誘致を図っていく予定。 ・大井川港は、富士山静岡空港及び建設が予定されている新インターチェンジとのアクセスが良く、企業を誘致する際のPR材料ともなっている。 ・不況下において市内の中小企業者の資金融通を円滑化するため、直近の売上高や売上総利益が減少した事業者が市中金融機関から借入れを行う際、利子補給や借入者が支払うべき信用保証料の一部を補給する支援策などを実施している。実績も年々増加しているため、市内中小企業のセーフティネット措置として引き続き実施する必要がある。 ※焼津という地理的な不利さ(静岡市に近い)から百貨店などが撤退した。 ※景気低迷の経済状況から民間の活力が低下しているが、あくまでも主役は商業者である。	○中心市街地の空き店舗や後継者などの詳細なデータが不足している。また商店街の通行量などの現状把握ができていない状況である。 その基礎データを集集する必要がある。※表現の修正を市に任せる ○中心市街地活性化基本計画の見直しを行い、総合計画とリンクさせる計画づくりとその実践に取り組む。※表現の修正を市に任せる ○企業誘致のために工業用地を確保する。 ○焼津ブランドのPRを積極的に進め、焼津というネームバリューを高める。 ○焼津水産ブランドの認定 28品目が認定されている。商品の差別化に向けた取り組み ○市内の活性化は、市民からの発信力。そのための手法の一つがイベントと考える。市民の役割を整理しつつ、公ができる範囲内での支援体制を充実することが課題である。 ○大井川港については、利用者が利用しやすい港湾として企業等に対し、PRを積極的に進めていく必要があります。 ※大井川港の利用実態を調査してからその利用を考え観光への結びつける。 ※中心市街地をどのように位置づけて施策を打っていくかが重要。 ※コンパクトシティを目指すのか。
4	人が訪れ、消費が拡大する観光の振興	観光客(特に関東、中部圏の住民及び静岡空港利用者) 焼津市に訪れ、消費する	A 観光入込客数 B 宿泊者数	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	全国的には、経済、雇用が低迷している状況下において、特に観光は大きな打撃を受けている。しかしながら、当市においては、観光客交流客数(H17 336万人→H20 321万人)や宿泊者数(H17 39万人→H20 33万人)は微減で留まっている。 その背景として、市内にまとまった宿泊施設が整備されており、買い物ができるさかなセンターの集客力があると考えられる。 ※地域資源として深層水を指標に入らないか	藤枝市	焼津市は、年間172万人が訪れるさかなセンターや年間33万人が宿泊している宿泊施設を有している。 藤枝市との比較では、観光交流客数はH20 186万人に比べて焼津市は321万人、宿泊者数では13万人に比べて焼津市は33万人。 ※比較対象として藤枝は無理がある。川根・金谷と合併し空港もある島田が適切か。 ※ホテルとの連携によるオプションツアー計画を考案中。	・現状は、さかなセンターにより、観光客の入込客数はある程度確保されているものの、施設の老朽化や他市に同じような施設ができていくなどで、楽観視することはできない。 ・今後は、見る観光、買う観光から地場産業と一体となった体験型観光にシフトされていくものとする。体験型観光は、海と関係が深い利点を活用し、「漁船体験乗船」や「工場見学」など地場産業と連携した観光商品づくりを手掛けているところである。 ・21年度において、商工会議所等にルートづくりをお願いしたところであり、その具体化が期待される。 ・市内、特に中心市街地には観光資源が埋もれている。その活用を産業観光と結びつけて、まちなか観光を進めていこうとする市民団体やNPOなどが立ち上がっており、まちの活性化を図ろうとしている。また、まちなか案内人的な人材育成も市民団体などが積極的に進めている。 ※ホテルとの連携によるオプションツアー計画を考案中。	○体験する観光づくりについては、行政がどこまで支援できるかが課題であるが、観光事業者と産業事業者との接点を持たせることが重要。 ○同じように、市民団体が実施するイベントについても同様。 ○10年後の観光を考えるための基本計画を策定する必要がある。 ○観光資源としての地場産品と関連した商品づくり(深層水、地域特産品、水産加工品) ○観光資源としての温泉の既存資源や未利用観光資源の有効活用。 ○富士山静岡空港を活用した誘客の促進。 ○広域での観光客誘致の取り組みをさらに強める。広域でのイベント開催。 ○大井川港を利用した伊豆との海上ルートの検討 ※温泉について詳細記述 ※深層水を観光に利用する
5	雇用の確保と勤労者の支援	・15歳～64歳の市民 ・勤労者 ・地域で働くことができる ・安心して働くことができる	A 有効求人倍率(国/市内) B 就業率=就業者数÷15歳以上の人口(市) C 就労環境(収入、福利厚生等)について満足している勤労者の割合	成果がどちらかと言えは低下した。	就業率に関しては、H12年度63.9%がH17年度では、61.8%となっており、やや減少しているものの大きな変化とはなっていない。一方有効求人倍率の推移は、ここ1年の間、とても厳しい状況(0.79→0.40)にある。結果として成果は低下している。 有効求人倍率 国 県 焼津管内 H20年10月 0.80 0.92 0.79 H21年5月 0.44 0.40 0.30 H21年12月 0.45 0.40 0.40 H22年1月 0.46 0.41 0.41	藤枝市	労働力人口比率 H12 66.32% 65.48% H17 64.24% 64.51% 就業率 H12 66.3% 65.5% H17 64.5% 64.2%	○ハローワーク焼津管内の有効求人倍率は県下平均とは同水準であるが、全国平均よりも低い。 焼津管内には、事業所数が少ないことと、市外に通勤している人が多く、その人が失業した場合には、有効求人倍率の分母の求職者としてカウントされることから比較的低い水準となる。 近年有効求人倍率が急速に悪化したのは、失業者に加え、新たにパートに出たいという求職者が増加したことも考えられる。 ○就業率に関しては、61.8%(H17)については、全国では58%程度(H17～H20)であることから焼津市の水準はやや高い水準にあると考えられる。(理由としては、定年のない個人事業主も多めであることが考えられる。また共働きの世帯の比率が高いと高めになる。)	○就業対策については、若年者就労、一般就労、高齢者就労、障害者就労と大きく分けて4つに分類される。各分野における就業支援は、教育担当、労働行政担当、高齢者担当、障害者福祉担当など幅広い分野の中でそれぞれの施策対策の一部としての就労という部分があり、それぞれ就業施策の展開を図っていく必要があり、縦横断的な施策が求められる。 ○二一、労働力の高齢化(労働力人口に占める60歳以上の割合が増加して)や障害者の増加、外国人の雇用対策も講じていく必要があり、企業等の雇用環境づくりを支援していくことが重要となってくる。 ○求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の流入を国の補助制度などを活用しながら促進する。 ○企業における福利厚生に関しては、財団法人勤労者サービスセンターの加入促進を図るとともに広域化などを検討する必要がある。 ○勤労者に対する公的融資制度(勤労者住宅資金、教育資金)についても制度の在り方含め検討する必要がある。

No.	施策の大綱 (政策)名	対象	意図						
5	人と自然が調和するまちづくり	自然環境、市民	保全される、共生する						
No.	施策名	対象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)		(2) 近隣他市町村との比較		① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
				成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象 成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
1	生活環境の向上	市民、事業所 衛生的な生活が保てる騒音・振動・悪臭の無い生活が過ごせる	A 地域で衛生的な生活が出来ている市民の割合 B 清掃活動に参加した人数 C 公害苦情(騒音・振動・悪臭)件数 D 公害以外の環境苦情件数	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	・成果指標である、清掃活動に参加した人数は平成19年度と20年度で比較すると1.8万人ほど増えているが、一方で苦情件数は増加しており、施策としての成果はほとんど変わらない。 ・事業活動に供なって生じる煤煙、汚水、騒音、振動等の対策を講じてもらい公害を未然に防いでいる。 ・大気、騒音、地下水、河川、海域の水質等の環境基準は、ここ数年達成している。	藤枝市、島田市、吉田町 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	・成果指標で他市町村と比較可能なものはない。 ・事業活動に供なって生じる煤煙、汚水、騒音、振動等の対策を講じてもらい公害を未然に防いでいる。 ・事業所への立入検査結果は、焼津市と同様な成果である。 ・犬、猫の苦情は、焼津市と同様な内容である。 これらのことから施策の成果水準は同水準と考えられる。	焼津市の生活環境は、苦情の発生状況などから見て安定した推移を示しており、9割程度の市民が地域で衛生的な生活が出来ていると認識していることから高い水準にあると考えられる。一方で、生活に密着した苦情(近所同士のトラブル)が多くなっている傾向がある。 ＜施策に関する取り組み状況＞ ・事業所への立入検査(102件)の結果、違反3件、指導2件が対象となり、違反等の事業場の割合は少ない状況にある。 ・排水基準の適用対象となる事業場では、県と市による計画的な監視や指導により、概ね排水等は適正に処理されている。 ・近隣住民から犬の鳴き声、猫の糞害等の苦情が多い。野良猫対策として、野良猫を飼い猫として登録される方に避妊や去勢の助成を行い、犬、猫の飼い主等に飼育指導をしている。(平成20年度、悪質な犬、猫の苦情は55件) ・家庭や事業所から排出されるごみ、木くず、草類等の焼却により、近隣住民から煙害、悪臭の苦情があり、その都度、個別の指導にあっている。(平成20年度大気汚染40件、悪臭14件) ・平成20年度、住民による地域の河川、海岸のごみ拾い等の清掃活動には、「焼津市まちをきれいにする運動推進協議会」が主催する清掃活動に賛同する64団体、延べ81,060人の参加者があった。	・事業場からの大気、水質、悪臭等の発生を防止するため、立入検査等により、環境状態の把握に努め、調査、指導を推進する。(なお水質規制を受けない小規模事業場(20㎡以下)からの水質汚濁は、規制対象外となることから、その苦情の対応は個々の状況によって進めていく。) ・生活様式の高度化、多様化により、苦情の多くは生活密着型(騒音、水路等からの悪臭、犬・猫の飼育)であり、近隣住民の感情面も含んでいることから、個別指導により慎重に対応していく。 ・動物愛護の観点から、飼い主への飼育指導やボランティアによる動物愛護活動を支援し、不幸な動物(子猫)を減らすためにも飼い主のマナー向上を図る。 ・地域住民が実施する清掃活動には、高齢化対策を検討し、事故防止の呼びかけやごみ類等の収集、回集の支援をしていく。 ・生活の衛生面として、一部事務組合で管理運営している斎場施設は、30年以上経過しているため施設が老朽化し、葬祭施設利用者の利便向上を図るために、施設の改築、周辺整備などが求められています。
2	自然環境の保全	市民、事業所 自然環境(海、川、山、空気) 自然環境を保全する	A 自然が豊富又はキレイだと思う市民の割合 B 環境調査(水質)の基準達成率 C 環境調査(大気)の基準達成率	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	過去と比較可能な環境調査(水質、大気)の基準達成率は、平成12年度以降100%の状況が続いている。汚染物質等の濃度(ppm)の推移をみるとわずかつづではあるが、低下しているものの状況は安定している。 ・合併処理浄化槽は、年々普及が進み、事業開始から6,250基が設置され、一般家庭からの生活排水の改善が見られる。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	・比較可能な環境調査の基準達成率は、近隣市も100%であり、大きな違いはない。 ・環境基準達成度は、観測点が他市と違うため、一律に比較はできない。	・環境調査(水質、大気)の基準達成率は、平成12年度の三宅島の噴火以降、100%の水準が続いており、安定していることから焼津市の自然環境は保全されているといえる。一方で自然が豊富又はキレイだと思う市民の割合は、67.1%であり、個人によって焼津市の自然に対する認識には違いがあるものと推察される。 ＜施策に関する市の取り組み＞ ・生活排水処理施設整備率(下水道処理、コミプラ、合併処理浄化槽)は、平成19年度は56.5%、平成20年度は56.5%となり、整備率は合併後の行政人口の増により横ばい状況にある。 ・公共下水道事業は、平成20年度末で約515haが整備され、26.4%の普及率となるが、合併後の市全体の普及率は、対象となる行政人口の増により22.1%の普及率となる。 ・平成13年4月から改正浄化槽法の施行により新増築、浄化槽の設置替えは、合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、平成21年度は、532基の合併処理浄化槽が設置されている。 ・河川の水質基準点に定めている生活環境項目の代表的指数BOD値は、いずれも100%達成している。 ・地下水水質基準達成率は100%、地下水の平均塩素イオン濃度は、基準値200に対し、13.5から17であり、基準は達成している。	・生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発が必要。 ・一般家庭からの生活排水による水質改善に合併処理浄化槽の整備をより一層推進する。 ・し尿収集処理に関しては、収集体制の強化に引き続き取り組むと共に老朽化している貯留槽中継施設の開設、更に最終処理施設の能力が限界にきていることから一部事務組合との協議が必要な状況になってきています。 ・市民、事業者、市による環境活動を実践する環境市民会議の設置や市民主体の環境活動ネットワークづくりを進めていく。 ・市民を対象とした環境教育及び環境学習を推進する必要があります。 ・動植物の保全のため、今ある自然環境を適切に管理し、動植物の生息・生育環境の保全に努める。
3	ごみの減量化と適切な処理	市民、事業所 市外の個人・事業所 ごみの減量化と資源化を図る	A 1人1日当たりのごみの排出量 B 資源化率(リサイクル率) C 不法投案件数	成果がどちらかといえば向上した。	・1人1日当たりのごみの排出量に関しては、マイナス3%という目標を掲げ取り組んだ結果、17年度以降減少してきている。(平成17年度は978g、平成20年度は916g) ・リサイクル率については、 ごみが増えたことでごみの総量に対してリサイクルできる量も減ったこと から減少傾向にある。(平成17年度は25.1%であったが平成20年度は22.7%) ・不法投案件数については、増加傾向にある。テレビ、洗濯機等の増加が顕著。	藤枝市 近隣他市町村と比べてどちらかといえば低い水準である。	・藤枝市のごみ排出量は、ここ数年、減少傾向にある。平成20年度の1人1日当たりのごみの排出量は833gである。 ・両市共にごみ減量に向けて、環境衛生団体と連携し、ごみ分別指導や不法投棄の監視が行われている。 ・また事業生産によって排出される廃棄物量が減少している。 ・藤枝市の平成20年度の燃えるごみの減量は、対前年比で852トン減少し、リサイクル率は、25.7%である。	○家庭から出る燃えるごみの排出量は、平成13年度33,809トンピークに平成20年度までは、29,009トンと年々減少している。 ・一人1日当たりのごみの排出量をみると、平成13年度は1,082gが、平成20年度では916gと、ここ数年減量している。 ・その要因としては、容器包装プラスチック、剪定枝の分別細分化により、燃やせるごみは20年度前年度比で約723トン減量し、平成21年度も引き続き減量している。 ・市内にミニステーション5箇所を設置、平成20年度は古紙等の資源化、リサイクルに向けて約2,007トン回収し、約93,700人が利用した。 ・平成19年度から開始したエコアクション21支援事業による認証取得事業所は、平成20年度までに18事業所が取得した。市内には認証取得した事業所数は、27事業所となっている。 ○下水道処理汚泥のリサイクル率は、現状では100%セメントの原料として資源化しているものの一般廃棄物リサイクル率は、17年度25.1%をピークに20年度は22.7%と若干減少している。 ○平成20年度の不法投棄処理件数は178件、粗大ゴミ、タイヤ、テレビ等が多くなっている。	・家庭から排出される燃えるごみの減量のため、ごみの分別の徹底の啓発をしていく必要がある。 ・生ごみの減量を進めるために、モデル地区の設置を進め、燃えるごみからの生ごみの分別、再資源化(堆肥化)を推進していく。 ・古紙等のリサイクルの推進やプラスチック製容器包装、木くず・選定枝、廃食用油などを資源化するために資源ごみの分別を促進し、 平成29年度のリサイクル率39%を目標 としていく。 ・建設リサイクル法による特定建設資材の分別解体、特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。 ・ごみ焼却施設は、高柳清掃工場、一色清掃工場ともに建設後長期間が経過し老朽化も進んでいる。新たな施設として循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設として、環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用、周辺環境に配慮した地域共存型の「新ごみ処理施設」が求められている。
4	省エネ生活の推進	市民、事業所 省エネ活動に取り組む	A 省エネ活動に取り組んでいる市民の割合 B エコアクション21取得事業所数	成果がどちらかといえば向上した。	・成果指標として過去の実績と比較可能な指標はないものの以下の状況にあることから成果がどちらかといえば向上したと判断した。 ・一般家庭の自然エネルギー導入に対して関心が高く、一般家庭での省エネ行動、省エネ機器の導入などが見られる。 ・事業所等が生産過程等で発生するエネルギー消費量、廃棄物の減量に取り組むなど環境経営の意識が見られる。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてどちらかといえば低い水準である。	・自然エネルギーの利活用として、太陽光ソーラーシステム助成制度等が増えた。藤枝市、島田市の平成20年度の支援実績が60~70基であるのに対し、焼津市は130基を超える要望があった。 ・藤枝市、島田市等は、補助対象となる省エネ機器の種類が多い。 ・またいづれの市も省エネ行動の取り組み、家庭版環境マネジメントの実践、低公害車の導入などがあるが、藤枝市、島田市等が先行しているものも多い。	省エネ活動に取り組んでいる市民の割合は9割近くに上ること、また市内事業所の省エネ活動の取り組みも進んできていることから施策の成果水準は、向上してきている。一方で、近隣他市と比べるとや取り組みが遅い状況にあり、国が示す目標達成に向けては、更なる取り組みが求められる。 ＜根拠となるデータ及び取り組み＞ ・焼津市全体での温室効果ガス排出量は、基準年度の平成2年度(1990年)では977千トンに対して、平成15年度1,005千トンと約8%増加している。 ・平成13年7月に「環境にやさしい地球温暖化防止実行計画」を策定し、第一期計画として市役所の事務及び事業による温室効果ガス総排出量を基準年度の平成11年度(9,592トン)から平成17年度までに6%の削減を目標に取り組んだが、目標値より28トン、0.3%の増となった。平成18年度からの第二期計画における平成20年度では、基準年度と比較して653トン、6.8%減少した。 ・大気の保全から、公用車は低公害車・低燃費低排出ガス車として、平成20年度までに77台導入した。 ・自然エネルギーを利用した太陽光発電システム助成制度を平成21年度から開始したが、市民の関心度が高く、予定件数の130件は早期に満杯となった。 ・家庭版エコライフチェックファミリー事業は、ここ数年安定した参加者があり、市民に普及してきている。 ・静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE静岡)により床面積2,000㎡以上の建築物の新築等に建築物環境配慮(ストップ温暖化、緑化及び自然景観の保全・回復)として、環境性に優れた建築物の推進をしていくもので、平成19年度は1件提出がされた。	・地球温暖化防止対策の推進を図るため、事業所におけるエコアクション21環境経営システムの認証取得の支援をしていく。 ・焼津市役所も一事業所として、温室効果ガスの排出抑制として平成22年度にエコアクション21環境経営の認証取得を目指している。その後も2年毎の更新審査が必要であることから取り組みの強化が求められる。 ・低公害車の導入、電気、ガス、燃料等の節減、紙類等の資源化、自然エネルギーとしての太陽光発電システムの導入を推進していく。 ・市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、市民生活の省エネ化への取り組みとして「家庭版エコライフチェックファミリー事業」の普及、啓発を進める。 ・建築物で床面積2,000㎡以上の新築等を行う場合、県建築物環境配慮計画書を提出させ環境への配慮を図っていく。また新たに省エネ法で対象となった300㎡以上の建築物の施工に対する指導を行っていく。

No.	施策の大綱(政策)名	対象	意図					
6	市民と行政がともに創るまちづくり	市民、行政	協働してまちづくりをする					
No.	施策名	対象	成果指標	(1) 時系列比較(合併時と現状の比較)	(2) 近隣他市町村との比較	① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)	② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)	
		意図	成果水準	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	比較対象	背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)		
					成果水準			
1	互いに認め合い尊重されるまちづくり	市民	A 焼津市は「人権意識」が定着した住み良い市だと感じる市民の割合 B 自身がまわりに認められ(人権が)尊重されていると思う市民の割合	成果指標の実績値に基づく時系列比較はできない。 関連する事務事業における参加者数などは大きな変化は見られない ・男女共同参画関連のセミナー等の参加者数 H18:151人H19:238人H20:244人H21:203人 ・人権フェスティバル(県主催で焼津で開催) H21:825人 ・人権フォーラム H20:336人 H21:219人 ・人数減は会場の問題 ・女性相談 H20:28件 H21:31件	県、藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	成果指標の実績値に基づく比較はできない。 ・人権尊重の意識が生活の中に定着した住みよい県になっている 県 30.5(H21年) 2010年目標50%超 県の総合計画 ・この5年間に自分の人権を侵害されたことがない割合 県 76.6%(H21年) ・行政関連審議会等での女性登用率 H19:藤枝市25.7% 島田市18.2% 焼津市25.8% H20:藤枝市26.6% 島田市18.2% 焼津市23.4%	焼津市は「人権意識」が定着した住み良い市だと感じる市民の割合は32.9%、自身がまわりに認められ(人権が)尊重されていると思う市民の割合は、52.6%であり、人権意識の面での住みやすさについて、県の水準と大きな差は見られない。一方でわからないと回答した方がいづれの設問でも3割以上いる。 (個別には、外国人の方の住居や就労の問題、DV被害の相談などはある。) ＜施策に関連する市の取り組み＞ ・対市民:人権フォーラムの開催(人権尊重について意識の啓発) ・対市民:セミナー等の開催(雇用機会均等、男女共同参画などについて意識の啓発) ・対市内在住外国人:日本語教室、文化の習得(日本の生活習慣を理解しきれていない) ・対外国人転入者:ガイドブック配布、生活相談(〃) ・対市民:文化交流事業の開催(市民が外国人の文化を理解していない) ・行政内部:住宅改修費支給制度の実施(H18、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関するバリアフリー法改正)	・男女共同参画、人権擁護などについての市民意識の高揚 ・市民及び在住外国人全ての市民の相互理解の促進 ・ユニバーサルデザインについて、各事業を担当する行政職員意識への浸透
2	情報共有化の推進	市民、議会、行政	A 市の情報を十分得られていると感じる市民の割合 B 意見が行政に届きやすいと感じる市民の割合	成果指標は、過去同一の設問でアンケート調査を実施していないため比較はできない。 合併後、広報紙の紙面を毎月1回増やした。市政懇談会の開催回数を毎月1回に増やした。ホームページの更新回数は、平成18年度から年々約1.2倍増加している。広報紙は、合併前の旧大井川町では組回覧で配布していたが、合併後は全市新聞折込で配布している。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば高い水準である。	成果指標に基づく比較はできないため、比較可能な広報紙の紙面で比較した。平成21年発行の広報紙の紙面比較(A4サイズ月平均枚数・藤枝市月36頁、島田市月38頁、焼津市月47.3頁) 焼津市のみ新聞折り込みのため迅速な情報提供が可能。	市から市民への情報提供については、広報紙等を通じて行っているが、市の情報を十分得られていると感じる市民の割合は4割程度であり、決して高いとはいえない。一方で、広報紙や議会だよりについて読んで内容が理解できると回答した市民は7割超となっている。 また市民からの意見が行政に届きやすいと感じる市民の割合は、2割程度であり、低い水準である。市民が意見をどのように伝えればよいか手段がわからないという方や伝えた結果として、どのような対応がされたかがわからない、一部には自分の意見通りにならないということも含まれている可能性がある。 またこれらの成果の背景として以下のような現状があると思われる。 ・担当課からの情報発信力が弱い。 ・市民の価値観やニーズの多様化により、行政についての情報や広報紙に求められるものが多様化している。 ・広報紙に負の情報の公表が少ない。(市民に訴える、共に考えてもらうなどの姿勢が弱い) ・地域で解決すべき問題を行政に求める傾向が強まっている。 ・分かりやすく利用しやすいホームページにリニューアルし、即時性のある情報を提供している。 ・情報公開条例による公開請求件数(市内在住者による)は、平成17年度以降年間3件程度で推移している。 ・情報公開コーナーの利用者は平成17年度以降概ね年間1000人程度。	・行政が伝えたい情報と住民が求める情報との食い違いの把握及び解消 ・情報を伝達する手段の多様化、情報格差への対応 ・地域で情報を交換したり課題を解決する力をつける仕組みづくり ・市民に市政への興味をより持ってもらう機会の拡充 ・市民からの情報発信(市への、市民への)
3	市民参画と協働の推進	市民、行政	A まちづくりに参画した市民の人数 B まちづくりに参加した市民の割合 C まちづくり活動を協働して行っている地域・団体数 D 協働事業数	アンケート調査結果によると、まちづくりに参加した市民の割合は30.5%で、前回(H19)調査は30.1%であり、ほぼ同水準である まちづくりに参加した市民の人数の内訳と比較すると、パブリックコメント1回当たりの意見提出人数は、平成17年度の制度創設以来10人以下で推移している。 議会傍聴者はH19で386人、H20で299人である。 市民意見箱の意見数はH19で178件、H20で154件である。 このことから、時系列的に著しい変化は見られない。	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	NPO法人の数は、藤枝市25、焼津市24、島田市22となっており、ほぼ同水準である。 パブリックコメントは、藤枝市は過去7回実施して76人から意見提出があり、1回当たりの意見提出人数は焼津市とほぼ同様。 市民協働担当部署で比較すると、焼津市の担当設置はH20.11から、 島田市は企画課で扱っているものの、専任の担当はいない 。藤枝市はH21.4からそれまでの担当制を課に昇格させている。近隣他市との比較では同水準と思われる。	市民参画や市民と行政の協働について、審議会など市の事業に参画した市民の数は1.7%であり、アンケートでまちづくりに参加したと回答した市民の割合は30%となっている。 平成20年度の市民意識調査では言葉及び意味を知っている市民は、17.4%であるが、一方で6割が言葉を知ったことないと回答しており、2割程度が言葉を知ったことはあるが意味は知らないという状況にあることから市民参画や協働の意味と共にその必要性を理解してもらう必要がある。 ＜施策に関連する市の取り組み＞ 市民の行政に参加する権利を保障するため、平成17年度に市民意見公募制度(パブリックコメント)を導入した。近隣市(藤枝市H20年度、島田市H19年度)に比べて早期の導入であったが、本市では提出意見は少ないのが現状である。 市が設置する審議会等については、平成21年度に焼津市総合計画等審議会や焼津市行政改革推進審議会など新たに設置された審議会でも市民公募枠を設けたことにより、全体で42人の市民公募委員が誕生するなど、行政への参画機会が拡大されている。 市民活動団体のまちづくりについては、合併協議に基づき現行の交付金制度の見直しを行ったことにより一部解散した団体もあるものの、新たに「市民まちづくり活動事業費補助金」を創設し、まちづくりの自主的かつ自立的な活動を支援し、協働の担い手を広げる取り組みを行っている。	・市民と行政がともに創るまちづくりを実現するためには、まちづくりの目標と情報を共有することが重要であるが、そのための手段として市民と行政が共に学習し、議論する機会を増やす必要がある。 ・合併協議に基づいて統一されたまちづくり活動団体への支援制度に関し、自立に向けた補助金以外の支援方法(より市民組織の主体性を活かす制度の研究や人材の育成)を検討する必要がある。 ・市民参画と協働の推進には取り組む担い手を拡充させていくことが必要であり、団体、NPO等の組織間の交流機会の提供や交流拠点の整備についても推進していくことが求められている。
4	市民満足度の高い行政運営	行政	A 苦情の件数 B 行政サービスに満足している市民の割合	・成果指標の中で時系列で比較できるものはない。 合併時の事務事業に対する協議事項について、そのほとんどが今年度中に調整されることとなるが、合併前と比較した場合、いくつかの行政サービスが低下したと感じている市民がいる(市議会での一般質問より)ことから 行政サービスへの満足度もどちらかといえば低下したと考えられる。	藤枝市 近隣他市町村と比べてほぼ同水準である。	・市民満足度に関して比較できるデータはないが、行政サービスは、市町村によって異なるサービスを提供することもあるが、多くは法令に基づき実施されるものであるため大きな水準の差はないと思われる。 ・住んでみたいまちのランキングでの順位があれば比較する、なければカットする。	・焼津市の行政サービスに対する市民の満足度は、40%程度であり、不満である24.7%と比較すると多い割合となっている。不満であるとした理由としては、市の職員と接した時の対応が悪かったをあげる方が多い傾向にある。 ・全事務事業について事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実に実行し、絶えず事務事業の改善に努め、成果を重視した行政運営を進めている。 ・市の課題に的確・柔軟に対応するための組織・機構の見直しを行うとともに定員適正化計画の配置方針に基づいて職員配置を進めている。 ・市民満足度を高めるため、市民窓口サービス等の低下を招かないような組織体制づくりに努めている。(年度末、年度始めの窓口開庁、公民館における窓口サービスの提供等)	・市民ニーズが多様化している中で、市としてできること、やるべきことを市民に明確に伝える必要がある。 ・職員の接遇面での意識や態度を改善することが市民から求められている。 ・施策や事務事業の評価にとどまらず、資源(人、金)の適正配分につながる仕組みづくりをする必要がある。 ・総合計画、実施計画、予算、決算、行政評価、組織、人事評価等の運動を検討する必要がある。 ・新たな定員適正化計画を策定する必要がある。 ・新たに情報化推進計画を見直す必要がある。 ・利便性を高める施策を見きわめた上での電子自治体の推進をする必要がある
5	健全な財政運営	行政	A 実質赤字比率 B 連結実質赤字比率 C 実質公債費比率 D 将来負担比率 E 自主財源比率 F 経常収支比率	成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)	藤枝市、島田市 近隣他市町村と比べてどちらかと言えば高い水準である。	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率(成果指標A～D)は、いずれも健全とされる範囲にあり、自主財源比率、及び経常収支比率は県内都市の平均値を上回っており、健全な財政運営がなされているといえる。 I 旧焼津市は昭和34年に財政再建促進特別措置法の準用団体(財政再建団体)となっており、国の指導の下で財政再建を行ったという経緯があり、職員数の増も抑制し、市債も抑制するなど、財政の健全性については、ある程度高い意識を持って行政の運営を行ってきた。また、市域が狭く、平坦地が多く、人口密度が高く、比較的行政府率が良く、各主財政指標では全国でも上位に位置することもありました。 II 旧大井川町は町域が狭く、ほぼ平坦地であり、企業誘致などにより財政的には豊かで、普通交付税の不交付団体でありました。 III 景気の低迷による市税収入の減、三位一体改革による普通交付税、国庫補助負担金の減などにより歳入の確保は厳しさを増している。 IV 区画整理事業、公共下水道事業、学校施設耐震化などの事業を抱えており、歳入に見合った歳出の削減が難しい状況であり、財源を基金取り崩し、及び市債に求めざるを得ない状況である。 V 市税等の滞納が増える傾向であり、財源の確保だけでなく、公平性の確保という観点からも、滞納対策の強化が求められている。	I 区画整理事業、公共下水道事業、学校施設耐震化などの事業を抱えており、財政的には各種財政指標に表れている状況より厳しい状況と考えられ、今後の財政運営にあたっては、歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し健全財政の維持に努める必要があります。 II 自主財源の確保のため、課税客体の正確な把握と収納率の向上に努める必要があります。 III 公有地の売却や貸し付けなどを検討し、公有地の有効活用を進める必要があります。 IV バランスシート(貸借対照表)などの財務諸表を市民にわかりやすい形で公表していく必要があります。	